

適用事業別該当条項

要 綱	実 施 基 準	適用事業(1) ・ 5区画以上 に分割する建 設事業等	適用事業(2) ・ 住戸の数が 20以上の集合 住宅の建設事 業	適用事業(3) ・ 延べ面積が 2,000㎡以上 の建設事業 適用事業(4) ・ 敷地面積が 1,000㎡以上 の建設事業	適用事業(5) ・ 飲食店、店 舗、病院等で 店舗面積等が 300㎡を超え る建設事業
共用スペース	8条 P 3	2. P 10		○	○
緑化の促進	9条 P 3	—		○ (注) 1	○ (注) 1
憩いの場	10条 P 3	3. P 11		○ (注) 2	
細街路の整備 (2項道路)	11条 P 4	4. P 11	○	○	○
福祉の まちづくり	12条 P 4	—		○	○
集会室	13条 P 4	5. P 11		○ (注) 3	
自動車駐車場	14条 P 4	6. P 12		○	○ (注) 4
自転車等 駐車場	15条 P 4	7. P 12		○	○ (注) 4
廃棄物等の 保管場所	16条 P 4	—		○	○
敷地面積	17条 P 4	8. P 13	○		
防火水槽	22条 P 5	9. P 13		○	○
消火器等	23条 P 5	10. P 13		○	○
雨水流出抑制	24条 P 5	—	○	○	○
落下物防護措置	25条 P 5	11. P 14		○	○

(注) 1 敷地面積が300㎡以上の場合は、品川区みどりの条例に基づく手続きが必要。

(注) 2 商業地域、近隣商業地域以外で敷地面積が1,000㎡以上かつファミリータイプ（住戸面積55㎡以上）の住戸の数が20以上に適用する。

(注) 3 ファミリータイプ（住戸面積55㎡以上）の住戸の数が75以上に適用する。

(注) 4 集合住宅（複数の世帯が入居している住宅の形態。寮・寄宿舎等も含む。）に適用する。

(注) 5 一定規模以上の集客施設の場合は、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例に基づく手続きが必要。